

内閣府大臣政務官兼
復興大臣政務官
長坂 康正 様

要 望 書

福島県いわき市長
清水 敏男

【要望項目】

- 1 被災自治体に対する財政支援について
 - (1) 確実かつ継続的な財源の確保及び柔軟な対応について P 1
 - (2) 被災児童生徒支援事業等の継続について P 2
 - (3) 庁舎の耐震化対策及び防災拠点としての機能維持確保対策を進めるための財政措置について P 3

- 2 避難者の長期受入れに係る国の方針について P 4

- 3 東京電力ホールディングス(株)福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組及び確実な安全対策について P 5

- 4 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所事故に伴う商工業等に係る営業損害の適正な賠償の実施について P 7

- 5 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について
 - (1) 除染対策について P 8
 - (2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の促進について P 9
 - (3) 森林における放射性物質対策について P 10

- 6 風評の払拭について P 11

- 7 産業復興を支える港湾機能の高度化について
 - (1) 港湾機能の高度化について P 13
 - (2) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の整備促進等について P 14

8 本市の地域特性を活かした経済・雇用対策について

- (1) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について・・・P15
- (2) 火力発電所高度化の国際拠点
（クリーンコール技術研修・研究センター）の設置について・・・P16
- (3) 雇用対策の拡充について・・・P16

9 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について

- (1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）
構想の早期実現について・・・P17
- (2) いわき四倉中核工業団地第2期造成に対する支援について・・・P18

10 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について

- (1) 常磐自動車道暫定2車線区間の安全対策強化及び4車線化の
整備促進について・・・P19
- (2) 一般国道6号・49号等の整備促進について・・・P19
- (3) 主要地方道いわき石川線才鉢工区（田人地区）の
整備促進について・・・P20
- (4) JR常磐線全線の早期復旧及び全特急列車の品川駅乗り入れと
スピードアップ化について・・・P21

11 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について・・・P22

12 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業等の

- 誘致及び文化プログラムの推進について・・・P24

1 被災自治体に対する財政支援について

(1) 確実かつ継続的な財源の確保及び柔軟な対応について

本市においては、復興を最優先課題として取り組んでいるところではありますが、さらに迅速かつ円滑に復興事業を進めていくためには、被災地の財政需要の変化を的確にとらえ、復興に関する財政措置の充実及び継続的な財源確保を図るとともに、交付金制度等の運用にあたっては、被災地が実情を勘案し、必要と考える事業については、柔軟に対応することが必要不可欠であります。

特に、東日本大震災復興交付金における効果促進事業の円滑な実施のために一括して配分された約124億円の交付金のうち、約65億円が未活用となっており、その効果的な活用が課題となっております。

つきましては、真の復興の実現に向けて、次の項目について要望いたします。

- ① 自治体の東日本大震災及び原子力災害からの復興に最後まで対応するとともに、東日本大震災復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興枠）、震災復興特別交付税などの特別な財政支援については、平成28年度以降の復興・創生期間においても自治体の復興が確実に果たされるまで継続すること。
- ② 復興・創生期間においては、復興だけでなく、地方創生と連動した施策展開が今後重要となってくることから、現行の東日本大震災復興交付金制度に加え、被災地の自立につながる取組や、双葉郡と連携して取り組む事業など、被災地が必要と考える取組を幅広く対象とするような復興・創生交付金制度を構築すること。
- ③ 東日本大震災復興交付金（特に一括配分された交付金）や福島再生加速化交付金については、被災地が実情を勘案し必要と考える事業については、可能な限り支援するなど弾力的な運用を図ること。

(2) 被災児童生徒支援事業等の継続について

東日本大震災により被災し、経済的理由等によって就学困難となった児童生徒に対する支援については、国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を受け、福島県が新設した「被災児童生徒等就学支援事業補助金」(補助率10/10)により対応しているところでありますが、平成27年度からは単年度の補助事業として実施されております。

本市の津波被害を受けた地域では、土地区画整理事業が本格化し、当該区域内にある小中学校に在籍する児童生徒が通学路として利用している道路は、大型工事車両等が頻繁に往来している状況にあり、当該区域内にある小中学校への徒歩による通学は極めて危険であることから、本市では安全確保のために、スクールバスの運行の他、路線バスによる通学が可能な全ての児童生徒に対して、路線バスにかかる定期券代金の全額補助を実施し、バス通学を推奨している状況であり、当面は同様の状況が継続することが見込まれるところであります。

また、本市では、市内の全中学校及び18校の小中学校に少なくとも一週間に一度はスクールカウンセラーが派遣され、児童生徒の心のケアにあたるとともに、スクールソーシャルワーカーの配置により震災等による家庭環境の変化に伴う様々な問題にも対応してきたところであり、一定の成果を挙げているところですが、マンパワーの不足から十分な対応が出来ているとは言いがたい状況です。

震災から6年を経過した今日でも、困難な状況を抱える子どもの数は増えており、今後とも子どもたち一人ひとりに寄り添った専門的かつ、きめ細かな対応が必要となっておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 現在と変わらず安定した就学援助を受けられるよう被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を継続すること。
- ② 緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金制度を継続すること。

(3) 庁舎の耐震化対策及び防災拠点としての機能維持確保対策を進めるための財政措置について

行政の拠点である本庁舎及び支所庁舎については、発災時においてもその機能を維持することはもちろん、本市災害対策本部及び災害対策地区本部として、災害対応の拠点となる施設であることから、緊急防災・減災事業債を活用し耐震改修事業を進めてきたところであり、当該制度の事業期間が平成32年度まで延長されたことを受け、本庁舎の耐震改修事業に継続して活用していくこととしております。

支所庁舎のうち、耐震性が低く、かつ耐用年数を大幅に超過しているものは、その建替えに向けた検討を進めているところであり、うち1施設については、本年度中に基本構想を策定し、平成30年度以降、設計業務等に着手したいと考えております。

防災拠点ともなる庁舎の耐震性の確保及び機能維持確保対策は重要な課題であり、本市のような広域多核都市においては、地域の行政拠点である支所庁舎についての対策がとりわけ重要であると認識しておりますが、東日本大震災の被災地である本市においては、被災された市民の皆様の早期生活再建を最優先として復旧・復興事業を進めてきたところであり、これらの対策については追いつかず、必要な財源確保を図りながら引き続き取り組んでいく必要があることから、次の項目について要望いたします。

- ① 本年度、創設された「市町村役場機能緊急保全事業」における対象事業を本庁舎に限らず、支所庁舎にも拡充すること。

2 避難者の長期受入れに係る国の方針について

本市は、被災地でありながら、双葉郡などから約2万3千人の避難者を受け入れ、ごみ処理や上下水道、道路や公園などのほか、医療・福祉、教育の分野においても市民同様の行政サービスを提供するなど、避難者の暮らし全般を支え、可能な限りの支援をしているところであります。

このような中、国においては、いわゆる「町外コミュニティ」を含む、長期避難者等の受入れに向けた制度設計につきましては、「コミュニティ復活交付金」の創設や避難者受入れ経費の財政措置の見直し、県の復興公営住宅の整備など講じていただきました。

一方、住民票の扱いについては、国において、避難者の現状が「やむを得ず避難先で生活を送るしかない」という状況であり、かつ「主観的な居住の意思が避難元市町村にある」という状況であることから、避難元市町村に置いたままで差し支えないとの見解が示されているところでありますが、このことが税負担の不公平感となり、避難者と市民の融和促進に向けて、大きな障害となっております。震災から6年を経過した中、復興公営住宅の入居や避難指示の解除が進むほか、避難先で住宅を再建するなど、様々な状況変化が見られ、見直すべき時期にきているものと考えられますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 避難指示解除後の避難者への支援や、住民票の扱いを含む税負担の公平性の問題解決と、避難者と市民との融和促進を図る交流施策の充実に取り組むこと。



◆団地住民による「秋祭り交流会」
(H28.11)

3 東京電力ホールディングス(株)福島第一・第二原子力発電所の 廃炉に向けた取組及び確実な安全対策について

本市においては、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束と、福島第一原子力発電所のみならず県内すべての原子力発電所の廃炉について、これまで再三にわたり、強く求めてきたところであります。

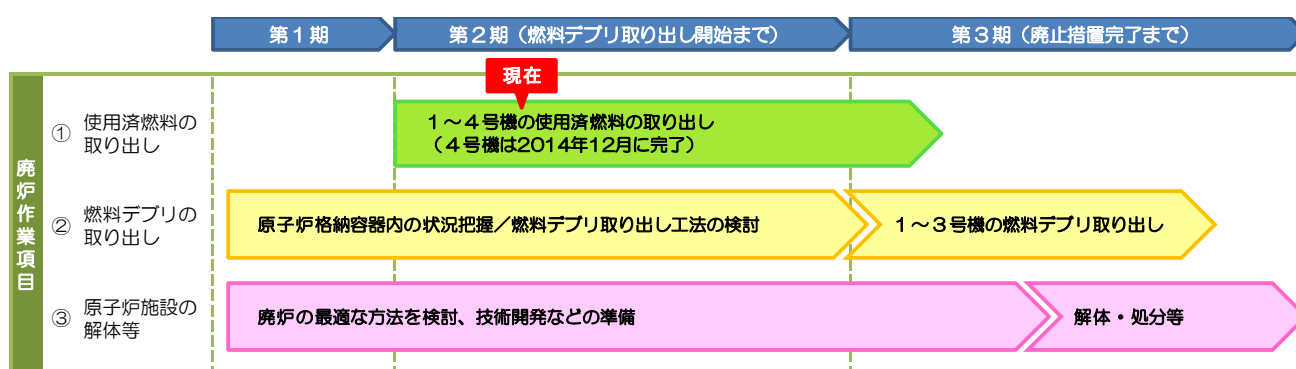
また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、原子力政策を推進してきた国及び事故の原因者である東京電力ホールディングス(株)の責任において、確実な安全対策を講じるよう強く求めてまいりました。

本年7月には、福島第一原子力発電所3号機原子炉格納容器の内部調査が行われ、燃料デブリと思われる堆積物が発見されるなど、廃炉作業が進められている一方、昨年12月には福島第一原子力発電所の安全対策として最も重要である原子炉及び使用済燃料プールの冷却機能が人的ミスにより停止したことは、市民に大きな不安を与え、東京電力による福島第一原子力発電所事故からの本市の復興の妨げとなるとともに、風評被害の長期化や、市外で生活されている方々の帰還に大きな影響を及ぼすものであることから、強い憤りと危機感を抱いているところであります。

国においては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を発足させ、本年7月には昨年に引き続き「福島第一廃炉国際フォーラム」を開催するなどの取組を進めているところでありますが、これらの対策を一層盤石なものとするためには、責任主体である国が前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体的に示すことが必要不可欠であると考えております。

このことから、これまで原子力政策を推進してきた国の責務を改めて強く認識し、福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束と、福島第一原子力発電所のみならず県内すべての原子力発電所の廃炉について全力を挙げて取り組むよう、次の項目について要望いたします。

- ① 「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制での着実な取組
- ② 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の推進
- ③ 安全かつ着実な廃炉に向けた、国の責任による盤石な体制の構築と東京電力ホールディングス㈱に対する監視体制の強化
- ④ 福島第一原子力発電所に係る汚染水等対策の実施及び地下水の海洋排出に伴うモニタリング体制の厳格化
- ⑤ 着実な廃炉作業の推進に向けた、作業員の安全確保及び適切な労働環境の整備
- ⑥ 広域避難における避難先都道府県及び市町村間の調整や、高速道路パーキングエリア等を活用したスクリーニング実施における関係省庁の連携など、避難計画策定にかかる国の積極的な関与
- ⑦ 福島第一原子力発電所の廃炉の現状について、国内外への積極的な情報発信
- ⑧ 福島第一原子力発電所の燃料デブリや使用済燃料などの放射性廃棄物について、国の責任において県外で適切に処分



4 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所事故に伴う 商工業等に係る営業損害の適正な賠償の実施について

福島第一原子力発電所事故に伴う商工業者等に対する営業損害については、平成27年6月に、将来的な減収分として直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍相当額を一括賠償するとともに、国が集中的な自立支援策を展開するとの方針のもとで、市内の一部の事業所での業績改善はみられるところではありますが、業種によってばらつきがあり、特に農林水産業及び加工業、観光業においては、依然として風評被害が継続し、厳しい経営環境が続いているところであります。

また、農林業に係る平成29年1月以降の損害賠償につきましては、年間逸失利益の3倍相当額を一括賠償することとされましたが、風評被害をはじめとした損害については、今後も長期にわたって、本市農林業へ重大な影響を及ぼすことが懸念されておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 今後においても、個別具体的な事情による損害について、事業者等の意見や要望を真摯にくみ取り、事業者等の再建に結び付くよう、損害に応じた適正な賠償を実施すること。



事故直後の福島第一原発の様子

5 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について

(1) 除染対策について

これまで、本市では除染実施計画に基づき除染を進めてまいりましたが、東日本大震災から7年目となる現在においても、放射能に対する不安から、約900人がいまだ市外に避難しており、除染の実施に伴って生じた除去土壌等の早期搬出による仮置場の解消など、放射能に対する不安の払拭がこれら市民の帰還に向けた大きな課題となっております。

中間貯蔵施設への除去土壌等の受入れについて、国は、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る当面5年間の見通し」を公表し、段階的な輸送を開始しましたが、中間貯蔵施設予定地においては、地権者との交渉が難航し、整備が完了したのは予定地の一部にとどまり、完成の見通しが立たない状況にあります。

また、その輸送量は流動的であり、仮置場の解消が見通せず、仮置場への長期保管が懸念されます。

このほか、エリアの平均が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 未満の除染実施区域外において、平成24年度以降に実施したホットスポット除染により生じた土壌等は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除去土壌等には該当せず、国からも処分方法等がいまだに示されていないことから、現状では現場保管とならざるを得ない状況にあります。

さらに、東京電力ホールディングス株が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月11日から平成24年9月30日までと限定されており、それ以降については、賠償の対象期間となっております。

除染は、市町村において相当の業務負担となっていること、また、方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることなどから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期建設
- ② 仮置場の早期解消に向けた除去土壌等の輸送の加速化
- ③ 除染実施区域外において、平成24年度以降に実施したホットスポットの除染により発生した土壌の国の責任による処理の明確化
- ④ 個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成24年10月1日以降も賠償の対象期間とするよう、原子力損害賠償にかかる中間指針への追補

(2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の促進について

放射性物質汚染対処特別措置法では、8,000Bq/kgを超える廃棄物については、指定廃棄物として国の責任で処理することとされておりますが、未だ指定廃棄物の具体的な処理については実施されておられません。

また、同法では、8,000Bq/kg以下の廃棄物については自治体等が処理することとなりますが、民間の埋立処分事業者や埋立処分場周辺住民の放射性物質に対する不安が根強く、処理ができない状況となっております。

このため、本市の一般廃棄物焼却処理施設及び下水道汚泥焼却処理施設から発生する飛灰は、施設内において一時保管を余儀なくされており、そのスペースも限界に達しつつあるため、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがありますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 8,000Bq/kgを超え100,000 Bq/kg以下の飛灰については、国の処分計画により既存管理型処分場で埋立処理することとされておりますので、早急に開始できる体制を構築すること。
- ② 自治体等で処理することとされている8,000 Bq/kg以下の飛灰についても、住民の不安が根強いことから、国の責任において確実な処分の推進体制を早急に確保すること。

(3) 森林における放射性物質対策について

本市の森林林業の再生・復興については、平成28年3月に国が公表した「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、関係省庁が連携して、放射性物質の影響低減に向けた各種実証は行われておりますが、森林の放射性物質対策に関する技術的・実務的な課題について、未だ解決されておらず、林業関係者はもとより、住民の不安を根本的に解消するには至っておりません。

このため、放射性物質による環境汚染の中で不安な生活を余儀なくされていることから、次の項目について要望いたします。

- ① 放射性物質対策と森林整備を一体的に行う森林の再生には、長い年月を要することから、継続的な財源の確保を図ること。

6 風評の払拭について

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害は、今もなお本市に深刻な影響を及ぼしております。

本市におきましては、震災直後より、一貫して風評対策に取り組んできたところであり、本市農林水産業、観光業の風評払拭に向けた取組みを更に強化するため、情報発信強化プロジェクトチーム「魅力アップ!いわき情報局 魅せる課」を設置するなど、風評対策とPR活動を展開しているところでもあります。

こうした取組を通じ、農林業では、一部品目を中心に回復基調にあるとともに、観光業につきましても、観光交流人口が震災前の7割程度まで回復するなど、復興に向けた兆しが見られつつあるものの、総体的には、未だ厳しい状況が続いております。

具体的に申しますと、農林業におきましては、未だ、福島県産への懸念は払拭されておらず、風評の払拭・発生抑制には、継続的な取組みが不可欠な状況にあります。

加えて、農業者等が第三者認証GAP（農業生産工程管理 Good Agricultural Practice）を取得することは、本市の農産物が安全であることを客観的に証明し、風評の払拭ほか、新たな販路獲得につながるものと考えております。

また、本市の沿岸漁業においては、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、平成25年10月18日から魚種と海域を限定した試験操業が開始されたものの、いまだに操業自粛を余儀なくされている状況にあります。

これらのことから、風評の払拭に向けて、次の項目について要望いたします。

- ① 本市農林水産物を主体的・積極的にPRするとともに、市や関係機関等が実施するPR活動やモニタリングに対する支援策を構築すること。

- ② 「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」の内容を迅速かつ詳細に公開し、国縣市やJA等関係団体との連携強化を図り、現場の実態に即した施策の展開を進めること。
- ③ 農業者等の第三者認証GAPの取得・更新に対する支援制度の拡充と、第三者認証を取得した福島県産の農産物の販路拡大を支援するとともに、本市農林水産物の安全性をPRするため、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」において、「GAP（農業生産工程管理）」や「MSC（海のエコラベル）」等を取得した「いわき産農林水産物」の積極的な活用を図ること。
- ④ 本市水産業の早期復興に向け、モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実施するほか、根拠のない風評を払拭するための継続的な支援措置、イノベーション・コースト構想における県水産試験場の機能強化と調査、研究、実証による安全・安心の担保に取り組むこと。
- ⑤ 本市で水揚げされる水産物とその加工品「常磐もの」の地域ブランド化、認知度向上、消費・販路拡大を支援すること。
- ⑥ 観光分野において、観光交流人口の回復、とりわけ風評により落ち込んでいるファミリー層の獲得のため、浜通り地域を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、効果的な誘客促進策を構築すること。
- ⑦ 観光交流人口の回復には、本市の安全性や復興に向かう姿を多くの皆さんに知っていただくことが重要であることから、市内で開催しているイベント等の情報発信に係る支援策を構築すること。



◆築地市場訪問（H27.10.2）
※常磐ものPR



◆いわき太平洋・島サミット
（H27.5.22～23）
※平成30年の次回の太平洋・島サミットも本市での開催が決定

7 産業復興を支える港湾機能の高度化について

(1) 港湾機能の高度化について

重要港湾小名浜港は、東日本のエネルギー供給を支える国際バルク戦略港湾として、また、南東北の産業経済を支える国際物流拠点として、極めて重要な役割を果たしています。

それだけにとどまらず、背後地では「港と市街地の一体的なまちづくり」の実現に向け、平成30年6月のオープンを目指し、(仮称)イオンモールいわき小名浜の建設が進められています。

今後、物流はもとより、観光交流の機能拡充を図るとともに、再生可能エネルギー導入の最大限加速及び水素社会の実現に向けて、新たなエネルギー関連産業集積の基盤としての機能を強化することで、福島イノベーションコースト構想(福島・国際研究産業都市構想)の推進と福島新エネ社会構想の具現化に大いに貢献することが期待され、ひいては地方創生に資するものと考えております。

これらに加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、様々な機会に『日本の復興』を広く世界に発信するシンボルとしての役割も期待できるものであります。

つきましては、『復興の力がみなぎる小名浜港』の整備に向け、次の項目について要望いたします。

【国への要望項目】

- ① 東港地区国際物流ターミナルの早期整備
- ② 沖防波堤、第二沖防波堤の整備
- ③ みなとオアシスの知名度向上のための取組み支援

【福島県への要望項目】

- ① 東港地区全体の早期整備
- ② 既存施設の再整備・再編
- ③ 風力発電関連産業はもとより、福島新エネ社会構想に掲げる水素社会実現など新たなエネルギー関連産業の集積に向けた港湾機能の充実

- ④ 賑わい創出や安全・安心の確保に向けた取組みの促進
 - ・物流、保安機能に配慮した上での交流機能の拡充
 - ・クルーズ船誘致に向けた積極的な取組みと受入れ環境の整備

(2) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の整備促進等について

小名浜港周辺では、本市復興のシンボルとして、大型商業施設を含む新たな交流拠点の整備が進められており、既設の環境水族館「アクアマリンふくしま」などの観光交流施設とあいまって、さらなる集客が見込まれております。

また、重要港湾小名浜港は、立ち遅れている避難解除区域等の復興事業の最前線基地として、今後、貨物流通量の増大が見込まれるところであり、広域的な物流機能の強化が求められているところであります。

しかしながら、高速自動車国道等の主要幹線道路から、小名浜港周辺へアクセスする道路では、市街地部において渋滞が発生するなど、定時性の面において大きな課題を抱えており、アクセス性の向上に寄与する道路整備が望まれておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結し、小名浜港周辺地区の観光交流人口の拡大と重要港湾小名浜港を拠点とした広域的な物流機能の強化が期待される小名浜道路をはじめとする小名浜港へのアクセス道路の整備促進



【小名浜港全景（H28.3撮影）】

8 本市の地域特性を活かした経済・雇用対策について

(1) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー分野に関わる産業は、今後、更なる成長が期待できる産業であり、自動車産業と同様に裾野の広い産業と言われております。

また、バッテリーは、電力を効率的、安定的に供給するために極めて重要なものであり、国の「日本再興戦略」においても技術開発や普及拡大が掲げられ、関連産業は今後の市場拡大が見込まれる成長分野であると捉えております。

更に、水素は再生可能エネルギーを活用して製造することにより、二酸化炭素を排出しないなど、再生可能エネルギーを有効に活用するために極めて重要なものであり、次世代のエネルギーとして取り組みの加速化が求められているところであります。

石炭産業の斜陽化を乗り越え、ものづくり産業とエネルギー産業により発展してきた経験を有する本市は、東日本大震災からの既存の地域産業の復興・発展を基本としながら復興需要後の将来を見据え、地域特性を活かすことのできる再生可能エネルギー関連産業をはじめ、成長分野である医療機器や蓄電池、ロボット関連産業等、更には次世代エネルギーである水素関連産業の振興に努めており、その中で、事業者による研究会や産業集積に向けた官民一体の組織が設立されているところであり、次の事項について要望いたします。

- ① 太陽光発電や風力発電や蓄電池関連産業、水素関連産業など、本市の企業が取り組む再生可能エネルギー関連、次世代エネルギー関連、蓄電池関連産業の振興に向けた支援



◆7MW 風車

(2) 火力発電所高度化の国際拠点（クリーンコール技術研修・研究センター）の設置について

本市等で進められている東京電力ホールディングス㈱の石炭火力発電所プロジェクトは、世界最新鋭の高効率石炭火力発電所（IGCC）を設置する実証プロジェクトであり、海外プロジェクトの展開を見据え、発電所周辺地域を火力発電所高度化の国際拠点にしていくことを目指しております。

現在、本市においては、常磐共同火力㈱勿来発電所において、日本初のIGCC商用機が運転されており、世界最長連続運転記録を更新するなど、IGCC関連の多くの実績を有していることから、次の事項について要望いたします。

- ① 運転保守等の先端技術ノウハウ習得やさらなる技術高度化を目的とするクリーンコール技術研修・研究センターを本市に設置



◆ I G C Cプロジェクト

(3) 雇用対策の拡充について

本市の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍を超える状況が続き、極端な人手不足の状況にある職種があるほか、今後については、労働力人口の減少が進むことが見込まれる中、震災からの復興・発展のためには、人手の確保が喫緊の課題となっておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 各地域で実施されるU I Jターンや、地元定着に向けた取組への継続した財政支援の実施

9 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について

(1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の早期実現について

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想については、廃炉に向けた最先端の研究を確実に進めるとともに、国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するものであり、平成27年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に地域経済の将来ビジョンとして位置づけられるとともに、本年5月には、福島復興再生特別措置法が改正され、構想が法定化されたところであります。

当該構想の具現化は、原子力災害で被災した地域の復興・再生のエンジンとなることから、地域産業への波及と実効性が担保されるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 国が主導して具体的な制度・事業・推進体制を早期に構築すること。
- ② 中・長期的な財源確保を図ること。



(2) いわき四倉中核工業団地第2期造成に対する支援について

現在、浜通りの復興に向け、国や県、市町村が一体となった取組みを推進しておりますが、原子力被災者の「働く場」の確保や、今後の自立・帰還支援を加速し、双葉郡の復興・住民帰還を促進することで、真の復興を着実に成し遂げるためには、本市を含む浜通り地方において、県外から立地する企業や、避難されていた企業が帰還するための工業団地といった基盤の整備が必要不可欠となっております。

こうした状況の中、いわき四倉中核工業団地につきましては、福島県が、浜通り南部の工業用地の不足を解消するとともに、双葉郡の復興・住民帰還を促進し、雇用創出を図る観点から、平成30年春の完成を目指し、平成27年度より、第2期区域の造成に着手したところでありますが、双葉郡から多くの避難者や工場等を受入れている本市といたしましても、避難されている方々より、事業再開や生活再建の地として本市を希望する声が多く聞かれることや、従来から、双葉郡と本市は、通勤・通学、医療など幅広い面で一体的な生活圏・経済圏を形成していたことなどを踏まえ、浜通りの復興を加速させる観点から、当該団地の関連公共施設の整備を担うなど、県と連携して取り組んでいるところであり、次の事項について要望いたします。

- ① 本工業団地の整備が着実に進展し、分譲が開始されることにより、浜通りの復興が着実に進展し、加速されるよう、本市が行う関連公共施設の整備に対して、十分な財政支援を行うこと。



◆いわき四倉中核工業団地第2期区域造成イメージ

10 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について

(1) 常磐自動車道暫定2車線区間の安全対策強化及び4車線化の整備促進について

常磐自動車道は、平成27年3月の全線開通に伴い、首都圏と仙台方面からの利用増加や、廃炉作業の本格化による輸送車両の往来に加え、除染土等の輸送により、今後、交通渋滞や交通環境の悪化など様々な影響が懸念されておりますが、現在供用している暫定2車線区間においては、既に度重なる交通事故が発生している状況にあります。

また、常磐自動車道は、安全かつ着実な廃炉の実現や、中間貯蔵施設への輸送体制を支えるとともに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック関連事業の誘致、イノベーション・コースト構想など浜通り地方全体の復興と地域の振興に大きく寄与することが期待されていることから、次の事項について要望いたします。

- ① 暫定2車線区間における安全対策の強化
- ② 昨年6月に、国土交通大臣より4車線化事業許可を受けた「いわき中央IC～広野IC間」、「山元IC～岩沼IC間」の整備促進及び全線の4車線化

(2) 一般国道6号・49号等の整備促進について

本市は、双葉郡などから約2万3千人の避難者を受け入れ、また、除染・原発作業に従事されている方々が、推定約1万人滞在していることから、市域内の交通渋滞に拍車が掛かっており、復興を支える幹線道路の一日も早い整備が必要不可欠となっておりますことから、次の事項について要望いたします。

- ① 本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路である国道6号常磐バイパス、久之浜バイパス、勿来バイパス、及び国道49号北好間改良事業等の早期整備

- ② 津波被災地である浜通りの復興加速化を図るため、福島県が戦略的に取り組んでいる国道399号、主要地方道小野富岡線、一般県道吉間田滝根線、及び小名浜道路等の浜通りと中通りを結ぶ、ふくしま復興再生道路の整備促進

(3) 主要地方道いわき石川線才鉢工区（田人地区）の整備促進について

本路線は、いわき市常磐地区から古殿町を經由し、石川町に至る幹線道路であり、重要港湾小名浜港と福島空港を連結し、浜通りと中通りの物流を支えるとともに、地域間の交流・連携に欠くことができない、極めて重要な道路であります。

しかしながら、本路線は、これまで大雨や東日本大震災の巨大余震などにより、全面通行止めとなるような大規模崩落がたびたび発生している状況にあることから、次の事項について要望いたします。

- ① 主要地方道いわき石川線について、災害に強く、安全で円滑な交通を確保するため、才鉢工区（田人地区）の一日も早い整備促進



【全線開通した「常磐自動車道」】

(4) JR常磐線全線の早期復旧及び全特急列車の品川駅乗り入れと スピードアップ化について

JR常磐線は現在、一部不通（竜田～浪江駅間）となっており、いわき～仙台間の交通機関につきましても、国道6号線や常磐道が全線開通になった一方で、鉄道交通に関しては、磐越東線及び東北新幹線を利用して迂回している状況にあります。

また、上野東京ラインの開業により、JR常磐線特急列車の利便性は大幅に向上し、福島デスティネーションキャンペーンの効果もあり、鉄道交通の利用者は増加しているところではありますが、観光・ビジネス等による更なる交流人口の拡大を図るためには、アクセス性の向上や移動時間の短縮が不可欠であります。

これらのことから、次の事項について要望いたします。

- ① JR常磐線全線の早期復旧
- ② 常磐線特急列車の品川駅乗り入れについて、全列車に対象を拡大するとともに、当該列車のスピードアップ化



◆国土交通大臣に対し、
双葉郡8町村長と常磐線
のスピードアップ化など
合同要望（H28.4.27）

11 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にありましたが、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、新たな医師の招へいや医療従事者の確保がさらに困難となるなど、本市における医師や医療従事者の不足は以前にもまして深刻な状況となっており、医療体制の再構築が急務となっております。

このような状況の中、福島県浜通り地域の復興を支えるため、市民のほか双葉郡等からの約2万3千人の避難者や除染・廃炉作業員に対する安定的な救急医療体制を構築する必要があることから、いわき医療圏における地域医療の充実・強化に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 本県浜通り地域の中核病院であり、地域唯一の第三次救急医療機関である「いわき市立総合磐城共立病院」の新病院建設にあたっては、福島県地域医療復興事業補助金を活用し推進しておりますが、浜通り地域全体の医療を本市が積極的に支えている状況を踏まえ、単なる一病院としてではなく、第三次救急を担う高度・先進医療の拠点病院として、新病院建設事業に対する更なる財政支援



◆新病院完成イメージ

- ② 医師が不足している県内の市町村が、その課題解消のため県外の医学部に寄附講座を設置することに対する継続的な財政支援（国の補助、又は県単独による補助）
- ③ 市内の臨床研修指定病院において新たに臨床研修を実施する研修医

や市内の医療機関で勤務する医師に対する優遇措置の創設や、医師の地域偏在を解消するため、医師過剰地域から医師不足地域への医師の派遣や一定期間の勤務義務付けの導入など、実効性のある抜本的な医師確保対策

- ④ 将来の医師の需給に基づき今後の医学部の在り方を検討する際には、全国一律ではなく、医師不足地域の医学部における定員を増とするなど、地域の実情に基づく配慮を行うほか、医師の地域偏在の解消のため、医師不足地域の医学部における地域枠の拡大

12 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業等の誘致及び文化プログラムの推進について

本市では、東京オリンピック・パラリンピック関連事業等を積極的に誘致することにより、スポーツと産業の振興及び風評の払拭並びに震災から復興した本市の姿と支援に対する感謝を世界に発信することを目的に、平成26年7月に「東京オリンピック・パラリンピック推進本部」を設置し、更には、平成28年度から競技誘致等をより一層推進するため、東京オリンピック・パラリンピック担当の部署を新たに設置したところであります。

このような中、昨年6月には、本市のホストタウン相手国として、サモア独立国が登録となり、本年1月26日に、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック競技大会前の独自キャンプを本市で実施することについて覚書の締結を執り行ったところであり、今後同国と交流を推進する必要があります。

さらには、東京オリンピック競技大会の追加種目競技である野球競技が福島県で開催されることが決定し、本市においても、2013年にはプロ野球オールスターゲームが開催された実績に加え、昨年夏には、第3回WBSCU-15ベースボールワールドカップが日本で初めて開催され、官民挙げての運営体制と「おもてなし」が高く評価されるなど、これまでも野球競技の開催や球場整備等には、特に力を入れてきたところであります。

また、近年、オリンピックは「スポーツと文化の祭典」となっており、文化庁においても、東京2020大会の機会を契機に、全国津々浦々で文化プログラムを展開し、魅力ある日本文化を世界に発信するほか、地域の文化芸術資源を掘り起し、地域活性化、地方創生を図り、「文化芸術立国」を実現することを目標としており、本市においても積極的に取り組むこととしております。

つきましては次の項目について要望いたします。

- ① 東京2020オリンピック競技大会において福島県で開催される野球・ソフトボール競技の本市での予選試合の直前合宿の誘致に対する支援
- ② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での聖火リレー

ートの選定にあたっては、福島県浜通り地域の復興と安全性を国内外に強く発信するため、浜通りを縦断するルートの検討についての支援

- ③ ラグビーワールドカップ2019日本大会前のサモア独立国代表チームの独自キャンプ誘致に係る取組への財政支援
- ④ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術立国の実現のため、文化プログラムの展開に係る財政支援